

監査品質のマネジメントに関する 年次報告書 2025

(報告対象期間 2024年7月1日～2025年6月30日)

ときわ監査法人

2025年12月

目次

1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

- (1) 最高責任者からのメッセージ
- (2) 事務所概要

2. 経営管理の状況等

- (1) 品質管理基盤
- (2) 組織・ガバナンス基盤
- (3) 人的基盤
- (4) I T基盤
- (5) 財務基盤
- (6) 国際対応基盤

<別紙> 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

(1) 最高責任者からのメッセージ

(経営方針)

当法人は、1992年静岡県浜松市に設立されて以来、財務情報の信頼性の確保によって地域経済の健全な発展に貢献することを志向し、地域の会社及び学校法人等に監査を提供してまいりました。

「高品質な監査を提供することにより、地域社会の発展に貢献」するという経営理念を実現するため、「監査業務の信頼性は職業倫理と継続的な監査品質の向上が基礎である」との共通認識のもと、理事長はじめ法人の構成員全員が、職業的専門家として高い倫理観の保持と専門知識に関する自己研鑽に引き続き努めてまいります。

また、法人としては、現在の組織力を十分に理解し、既存の監査業務の品質向上に努めるとともに、地域の潜在的な監査需要に応えるべく、品質の向上を伴った着実な発展を目指してまいります。

(監査品質向上に向けた取組)

改訂後の「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)の適用初年度となった本年度は、定めた品質管理目標達成のための統制手続を整備・運用し、その評価を実施することにより、課題の識別と改善に努めました。また、具体的な個別監査業務における改善としては、監査調書の電子化を実施し、監査業務の効率化、監査証拠のより適正な保全に努めました。

社員・職員全員が専門能力の維持向上のため自己研鑽に励むことを前提としつつ、法人として職業倫理、品質管理など必要な研修の受講を義務化し、個々の専門能力の維持向上を図ってまいります。また、個々の知識、職業的懐疑心等が監査業務において十分に発揮されるよう、法人内の円滑なコミュニケーション、活発な情報発信を推進するとともに、これらの活動を人事評価に反映することにより、法人としての監査品質の向上を図ってまいります。

(今後の課題と展望)

監査に対するステークホルダーの信頼性を確保するため、監査事務所の品質管理体制の強化が今後より一層求められるものと認識しております。

小規模監査法人である当法人は、組織体制充実のための人的基盤の強化の他、様々な課題を有しておりますが、これらの克服は法人の発展に必須の事項と捉え真摯に取り組むとともに、これまで重視してきた被監査会社との緊密なコミュニケーションを引き続き大切にしながら、今後も地域経済の健全な発展に貢献するため、高品質な監査の提供に努めてまいります。

ときわ監査法人 理事長 鈴木 啓市

(2) 事務所概要

【名称】

ときわ監査法人 (URL <https://www.tokiwa-kansa.com>)

【事務所所在地】

(本部事務所) 〒432-0929 浜松市中央区中央一丁目8番25号
(静岡事務所) 〒422-8076 静岡市駿河区八幡一丁目2番14号

【沿革】

1992年7月 法人設立
2008年7月 静岡事務所の開設
2024年7月 公認会計士法による上場会社等監査人名簿に登録

【人員構成】 2025年12月1日現在

代表社員・理事長	鈴木 啓市	(公認会計士)
代表社員・理事 (品質管理担当)	松本 次郎	(公認会計士)
代表社員・理事 (審査担当・静岡事務所長)	浦田 潤一	(公認会計士)
代表社員・理事 (総務担当)	鎌田 将行	(公認会計士)
代表社員・監事	河俣 貴之	(公認会計士)

上記を含めた社員11名の他、職員10名(うち公認会計士9名)

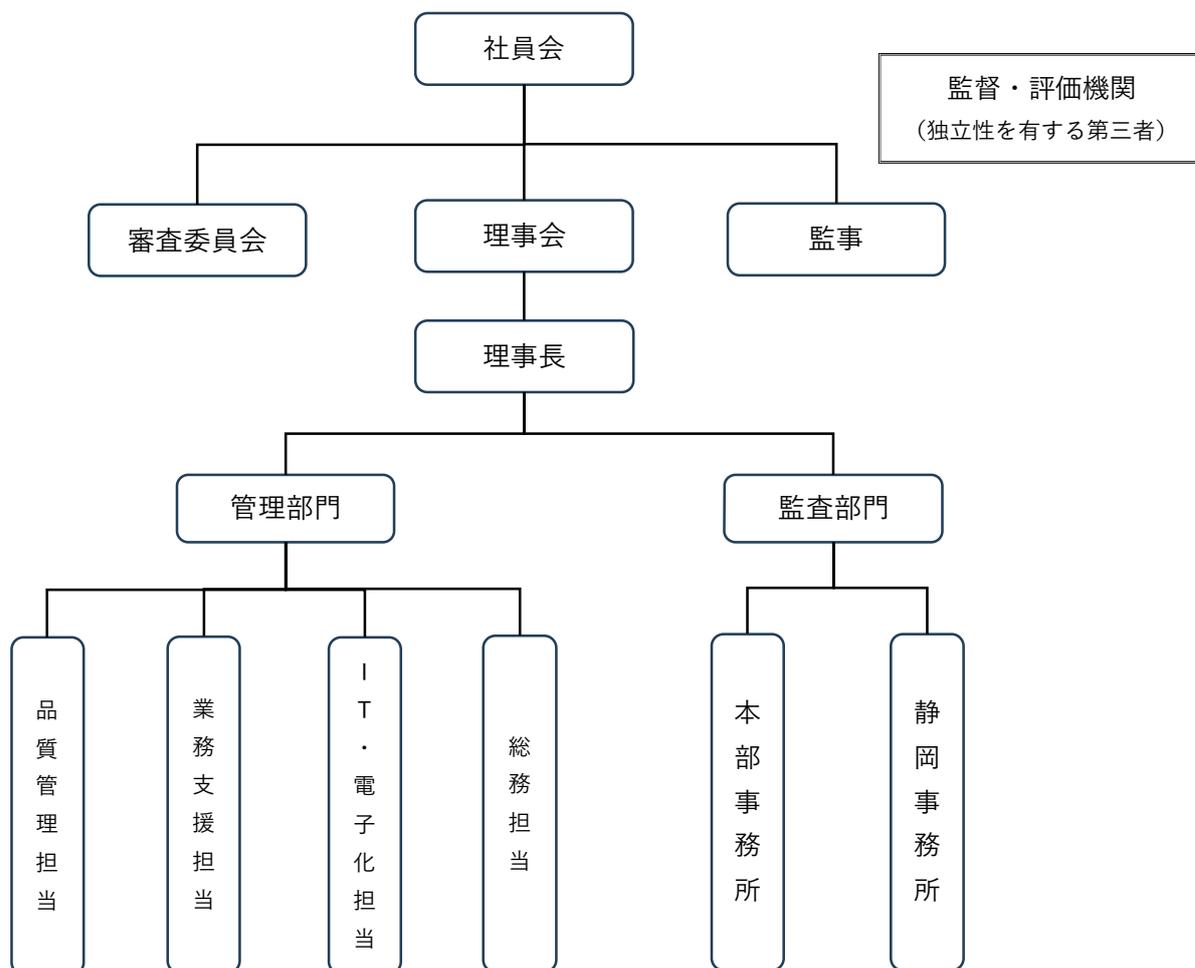
【監査対象会社の属性別の数】 2025年6月30日現在

金商法・会社法監査	3社	(うち公認会計士法上の大会社等2社)
金商法監査	2社	
会社法監査	4社	
学校法人監査	5社	
その他の法定監査	4社	
任意監査	1社	
計	19社	

【上場会社等の主な監査対象会社名】 2025年6月30日現在

天龍製鋸株式会社
パルステック工業株式会社 (公認会計士法上の大会社等を記載しています。)

【組織図】 2025年6月30日現在



2. 経営管理の状況等

(1) 品質管理基盤

① 品質管理に関する基本方針

上場会社監査を担う中小監査事務所は、今や日本の資本市場を支える監査業務の重要なインフラとなっており、社会から一段の期待が寄せられるとともに、その果たすべき役割はますます大きなものとなっていると認識しています。

そのような認識のもと、当法人は、「高品質な監査を提供することにより、地域社会の発展に貢献」という経営理念に基づき、社員を中心とした各構成員は、高度な専門知識と能力を保持するため、日々自己研鑽に努めることとしています。また、法人として組織的に監査業務の品質維持・向上を図るため、法人の品質管理システムに関する最高責任者である理事長のリーダーシップのもと、すべての構成員が一丸となってその適切な運用に努めることを最優先事項として、業務にあたることとしています。

② 品質管理体制

当法人は、品質管理システムに関する最高責任を「理事長」が担うとともに、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者として「品質管理担当責任者」（社員）を選任し、品質管理業務に従事する数名の社員を含めて「品質管理担当」として組織しています。

また、監査品質に関して包括的に情報を収集し、組織として適切な対応を行うことを目的として、理事長を議長とした「理事会」を設置しています。さらに、当法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて経営の実効性の発揮を支援する機関として「独立性を有する第三者」を選任し、法人全体の組織運営の実効性や監査品質の向上等の観点から関与を求めています。

③ 品質管理業務に主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

（専担者の選任の状況）

当法人は、専担者として「品質管理担当責任者」を選任しています。品質管理担当責任者は、適切な経験、知識、影響力及び当法人内の権限を有し、かつ割り当てられた責任を果たすための十分な時間を有すること、また、割り当てられた役割及び当該役割の遂行について説明責任を負う旨を理解していることを要件として、選任しています。

（専担者と監査部門との間における独立性の確保の状況）

専担者は、当法人の規模を踏まえた監査業務体制の維持及び監査実務の知見の維持・向上のため、監査業務を兼務している状況にあります。専担者が監査責任者である監査業務に対する品質管理業務は、品質管理担当の他の社員又は理事長が実施することとしており、独立性を確保しています。また、専担者を理事とするとともに、専担者も含めた複数社員で品質管理担当を構成することにより、監査部門に対する意見主張が十分に行えるようにしています。

法人全体に係る品質管理活動の年間計画を策定し、業務の分担・役割を明確にすることにより、業務の品質の管理に従事するための十分な時間が確保できるようにしています。

④ 職業倫理の遵守及び独立性の保持

(方針及び手続)

当法人及び専門要員による職業倫理の遵守及び独立性の保持を合理的に確保するため、「監査の品質管理規程」等においてその方針及び手続を定め、運用しています。

(職業倫理)

すべての専門要員は、日本公認会計士協会の主催する研修に参加するなどして、職業倫理に関する規範への理解を高め、業務に従事しています。

(独立性の確認)

当法人及び専門要員が独立性を保持していることを確認するため、毎年6月1日現在及び必要となる時点において、日本公認会計士協会から提供される独立性チェックリストにより、独立性に対する阻害要因の有無を調査しています。また、「インサイダー取引防止規程」に基づく誓約書を毎年、すべての社員及び職員から入手しています。なお、報告対象期間において、独立性及びインサイダー取引防止に係る問題が識別された事案は発生していません。

(担当者のローテーション)

監査業務の担当社員等のローテーションについては、倫理規則等に準拠した「監査業務の担当者の長期間の関与に関する方針及び手続」を定め、担当社員の関与年数、経験及び能力等を勘案し、毎年、ローテーション計画表による管理を行っています。

(非監査業務の受嘱方針)

当法人が非監査証明業務を受嘱する場合は、契約リスクを慎重に検討するとともに、業務遂行に必要な人的資源が十分に確保可能であることを前提として、監査業務との同時提供禁止業務や自己レビュー等独立性に対する阻害要因が生じないかを確認の上、理事会の承認を受けることとしています。

⑤ 契約の締結及び更新

契約の新規の締結又は更新にあたっては、「監査の品質管理規程」等に基づき、業務を実施するための適性及び能力の有無、関連する職業倫理に関する規定の遵守、関与先の誠実性等を総合的に評価した上で、理事会の承認を得ることとしています。

⑥ 業務を担当する社員その他の者の選任

監査及び非監査業務の実施等に関して、法人として選任する業務執行社員、審査担当者、主査並びに品質管理業務の実施のために選任する品質管理担当責任者及び定期的な検証担当者については、「業務執行社員等選任基準」等に基づき、法人として要求する経験及び能力等を検討し、社員会又は理事会の承認を得ることとしています。

⑦ 業務の実施及びその審査

当法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準報告書及び実務指針に準拠し、また実務ガイダンス等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアル等として定めています。当該方針及び手続には、監査業務の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違等が含まれます。

(監査業務に係る審査)

当法人では、原則としてすべての監査業務について、「審査規程」等に基づき所定の審査を行うこととしています。当該審査は、監査計画から監査意見形成までの監査業務全般を対象として、監査関与先ごとに監査チーム以外の社員から選任された「審査担当者」により実施されます。なお、重要な検討事項については、「審査委員会」による合議制の審査を義務付けています。

(専門的な見解の問合せ)

当法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない難しい重要な事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施するために、「監査の品質管理規程」等においてその方針及び手続を定め、運用しています。当該事項に直面した場合には、監査責任者は審査担当者に事前に相談し、必要に応じて、法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解に基づき当該事項を検討することとしています。

(監査上の判断の相違の解決)

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を、「監査の品質管理規程」において定め、運用しています。監査報告書は、監査上の判断の相違が解決するまでは発行できないこととしています。

(監査ファイルの管理及び保存)

当法人は、監査ファイルの最終的な整理、監査調書の管理、保存及び廃棄に関する方針及び手続を、「監査の品質管理規程」等において定め、運用しています。

監査ファイルの最終的な整理を完了する期限は、監査報告書日から60日以内とし、最終的な整理が完了した時点で、電子媒体に記録された監査調書の監査ファイルについては、電子調査システムのアーカイブ機能を使用して封緘処理（電子ロック処理）を行い、紙媒体に記録された監査調書の監査ファイルについては専用封筒に封緘し、いずれも品質管理担当責任者の管理下に置くことにより、最終的な整理後の不適切な修正や追加が行われないようにしています。

また、封緘処理された監査ファイルについては、原則として追加・変更を認めないこととしています。

⑧ 業務に関する情報の収集及び伝達

当法人は、品質管理システムに関する情報の取得、生成又は利用、及び法人内外への適時な情報の伝達に対処する品質目標を設定しています。当該品質目標に対応するため、法人内外から

の情報を適切に収集し、活用するための方針及び手続について、「不服と疑義の申立てに関する取扱要領」を定め、運用しています。法人内外からの通報に対応するため、当法人ウェブサイトにて「監査ホットライン」として専用窓口を設置しています。

また、監査業務の実施に際して、当法人の品質管理システムについて、会計監査人の職務の遂行に関する監査役等への報告を通じて、監査役等とコミュニケーションを行っています。

さらに、必要に応じて実施する当法人の外部の者への品質管理システムに関する情報の提供や品質管理システムの状況等について、監査報告の利用者が適切に評価できるような十分な透明性を確保するため、当法人の会計年度(7月1日から翌年6月30日)を報告対象期間として、当該会計年度の末日から6ヵ月以内に、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」(本報告書)を公表することとしています。

⑨ 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス

当法人は、品質管理システム全体の整備及び運用について、関連性及び信頼性が高くかつ適時性を有する情報を提供し、不備が適時に改善されるように識別された不備に対応する適切な措置を講じるため、「監査の品質管理規程」においてモニタリング及び改善プロセスを定め、運用しています。

モニタリングの実施状況は、品質管理システムに関する最高責任者(理事長)、並びに品質管理システムの整備及び運用に関する責任者(品質管理担当責任者)を構成員に含む理事会に報告されます。モニタリングにより識別された不備に対処するための是正措置を、その根本原因の分析結果に応じてデザインした上で適用し、当該是正措置の状況についても理事会に報告されます。

(2) 組織・ガバナンス基盤

① 組織・ガバナンスに関する基本方針

小規模監査法人である当法人は、社員を中心とした業務運営を基本として、監査品質の維持・向上を最優先事項とした組織・ガバナンス体制を構築しています。

当法人はすべての社員で構成する「社員会」において法人の基本方針を意思決定し、その決定した方針に基づき法人の業務運営を円滑に行うため、法人を統括する理事長及び理事で構成する「理事会」を設置し、業務執行にあたっています。また、理事会の業務意思決定、理事長並びに各理事の業務執行及び会計を監査する「監事」、審査に関する独立機関の「審査委員会」を設置しています。さらに、組織的な法人運営を確保すべく、監査業務を担う「監査部門」、法人の経営管理業務を担う「管理部門」を配置しています。管理部門では、「品質管理担当」、「業務支援担当」、「IT・電子化担当」及び「総務担当」として、各社員に品質管理業務を中心とした経営管理業務を割当てています。

○ 組織・ガバナンス体制の概要

2025年6月30日現在

名称	主な役割
社員会	法人の最高意思決定
理事会	法人の業務意思決定
監事	理事会の業務意思決定、理事長・各理事の業務執行及び会計の監査
審査委員会	監査業務における重要案件の審査 (構成員：理事長、審査担当責任者、品質管理担当責任者)
品質管理担当	品質管理システムの整備・運用
業務支援担当	教育・研修、独立性チェック、インサイダー取引防止、アサイン調整
IT・電子化担当	情報セキュリティ、監査調書の電子化、IT活用の検討
総務担当	総務・経理・予算・決算業務

② 経営の監督・評価機関の設置

当法人は、当法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて経営の実効性の発揮を支援する機関として、「独立性を有する第三者」を選任することを「監査の品質管理規程」等において定め、主として以下の業務を委嘱することとしています。

- ・ 当法人のガバナンス・コードの適用状況及び品質管理システムの評価への関与
- ・ 理事会構成員の選任、社員の登用、社員評価及び社員報酬の決定過程への関与
- ・ 当法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与
- ・ 内部及び外部からの通報により伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与
- ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与
- ・ その他、当法人の重要案件の決定に際して、公正な立場から助言・監督が必要と当法人が判断した事項への関与

2025年度（2024年7月1日～2025年6月30日）においては、当法人と同じく上場会社等監査人名簿に登録している監査法人の代表社員であり、かつ、社外監査等委員として上場会社のガバナンス関与経験もある、当法人外部の公認会計士1名を「独立性を有する第三者」として選任し、社員会及び理事会への参加等を通じて、上記の委嘱業務を実施いただいています。

「独立性を有する第三者」の独立性については、類似の役割を持つ株式会社における社外役員に関する会社法第2条の要件を参考として、独立性に問題のないことを確認しています。

③ ガバナンス・コードの適用状況

「監査法人のガバナンス・コード」（監査法人の組織的な運営に関する原則）の適用状況については、本報告書の＜別紙＞をご覧ください。

(3) 人的基盤

① 人的基盤に関する基本方針

当法人は、監査業務について十分な知識と経験を有する者によって、高品質かつ効率的な監査を提供することを方針としています。この体制を構築するため、採用においては原則として、大手監査法人等において主査を実施する等により、当法人の業務を行うにあたり十分な監査等の経験を積んだ公認会計士を採用する方針としています。また、業務の遂行に必要な適性及び能力を有することに加え、当法人の経営理念に賛同し、適切な資質をもった誠実な人材を採用することを方針としています。

また、監査業務における人的リソースの適切性及び十分性については、毎年、次年度の法人業務及び監査業務ごとにアサイン計画を策定し、検討しています。

② 人員構成

2025年6月30日現在

	社員	職員	
	公認会計士	公認会計士 (うち非常勤)	その他 (うち非常勤)
本部事務所(浜松市中央区)	8名	7名(7名)	1名(1名)
静岡事務所(静岡市駿河区)	3名	2名(2名)	1名(1名)
合計	11名	9名(9名)	1名(1名)

当法人では現在、職員のほとんどは非常勤で構成されていますが、以下のとおり監査業務における社員の関与割合は相当程度高く、社員が中心となって監査品質の維持・向上に主体的に取り組む体制をとっています。

○ 監査業務における関与割合(従事時間の割合)

集計期間(2024年7月1日~2025年6月30日)

	金商法・会社法監査	その他の監査	監査業務全体
社員	66%	65%	65%
職員	34%	35%	35%
合計	100%	100%	100%

③ 評価

社員及び職員の評価にあたっては、「高品質な監査を提供することにより、地域社会の発展に貢献」という経営理念に基づき、監査品質向上への貢献度を最大限反映するものとしています。具体的な評価については、毎年、当法人の会計年度終了後に、設定した評価項目に基づき、社員については自己評価及び他の社員全員による評価を実施し、職員については関与割合の高い社員による評価を実施しています。

④ 教育・研修

当法人では、教育・研修担当として「業務支援担当」を置き、品質管理担当責任者と協議の上、求める適性及び能力を育成し、維持するための研修プログラムを策定しています。

主な研修プログラムとして、各種基準等の改定（会計・監査・税務・法令等）、職業倫理、監査の品質及び不正リスク対応、コンプライアンス、情報セキュリティ、インサイダー取引規制等、監査業務にあたって重要な項目について、毎年、社員及び職員にとって必要と認められる内容の研修を選定し、集合研修を開催しています。また、日本公認会計士協会が提供する研修を中心として、品質管理上重要と考えられる研修を指定し、すべての専門要員に対して受講することを義務付けています。

2025年度（2024年7月1日～2025年6月30日）は、集合研修3件（経営方針・理念の周知、品質管理レビュー結果等の周知、インサイダー取引規制の理解）を開催するとともに、受講研修15件の指定を行いました。

⑤ 兼業・副業

兼業・副業については、会計監査に関連する幅広い知見や経験を得る機会となり、監査対象会社の事業に関する理解、リスク評価等の監査能力の向上に資すると考えられるため、法人での業務に支障がでないこと、かつ、利益相反や独立性等に問題がないことを前提として、原則として認めています。利益相反や独立性等への懸念に対しては、職業倫理に関する研修の受講義務付けや、毎年実施する独立性のチェック及び利害関係等に関する確約書の入手により対応しています。

(4) IT基盤

① IT基盤に関する基本方針

当法人では、監査業務の効率化及びテクノロジーの進化に対応した深度ある監査を実現するため、「IT・電子化担当」を置き、IT基盤の整備・運用を進めています。IT基盤の整備にあたっては、当法人の規模、被監査会社の状況などを踏まえて、その効果を十分に見極めながら適切に進めていく方針としています。

② 情報セキュリティ

当法人は、監査業務で取り扱う膨大かつ機密性の高い情報（企業の財務情報、個人情報、内部統制情報など）を、漏えい・改ざん・紛失・不正アクセスなどから保護するため、情報セキュリティの基本方針として「セキュリティ・ポリシー」を定めるとともに、「情報セキュリティ対策基準」に基づき対策を行っています。

具体的な情報管理については、法人全体の情報管理の最終的な責任を負う理事長の管理のもと、IT・電子化担当が「情報モニタリング方針」に基づく定期的なモニタリングなどにより管理し、その状況を適時に理事長に報告しています。

③ 監査調書の電子化

監査業務の品質維持・向上及び効率化を図るため、現在、すべての監査業務に電子調書システムを導入しています。当システムの利用により、電子監査調書の作成の進捗管理、査閲、保管及びアーカイブ処理などが、確実かつ効率的に行うことができます。

(5) 財務基盤

① 財務基盤の状況

「高品質な監査を提供することにより、地域社会の発展に貢献」するという経営理念に基づき、安定した財務基盤を持つサステナブルな監査事務所であることが重要と認識し、当法人は設立以来、継続して安定的な財務基盤を確保することに努めています。

なお、当法人に対する賠償責任等に備えるため、公認会計士職業賠償責任保険及びサイバーリスク保険に加入しています。

(単位：千円)

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
売上高	147,182	153,088	156,634	156,558	156,243

② 報酬依存度

当法人は現在、日本公認会計士協会の倫理規則に定められている、報酬依存度が15%を超える場合又はを超える可能性が高い場合に該当する関与先がないため、監査業務における独立性を阻害する要因はないと判断しています。

(6) 国際対応基盤

当法人は現在、グローバルネットワークへの加盟や包括的な提携は行っていません。

海外関係会社に対する監査については、海外関係会社が契約する現地監査人の能力等の評価に基づき、監査指示書による現地監査人の監査実施状況の確認に加え、必要に応じて現地往査、現地とのリモート会議の実施、及び現地からの直接的な監査証拠の収集などの方法により、適切に行うこととしています。

<別紙> 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

2025年6月30日現在

原則 1	【監査法人が果たすべき役割】 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。		
	指針	Comply (Yes/No)	当監査法人の対応状況
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	Yes	当法人は、「高品質な監査を提供することにより、地域社会の発展に貢献」という経営理念に基づき、すべての構成員が一丸となって品質管理システムの適切な運用に努めることを最優先事項として業務にあたるよう、トップからメッセージとして発信しています。 <参照> 1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要 (1) 最高責任者からのメッセージ、2. 経営管理の状況等 (1) 品質管理基盤 ①品質管理に関する基本方針
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	Yes	最高責任者からのメッセージの中で、「監査業務の信頼性は職業倫理と継続的な監査品質の向上が基礎である」という共通認識（価値観）を明らかにしています。 <参照> 1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要 (1) 最高責任者からのメッセージ

指針		Comply (Yes/No)	当監査法人の対応状況
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	Yes	当法人では、小規模監査法人の強みを活かして、社員を中心とした監査現場での活発なチーム・ミーティングや、定期的な集合研修の機会を捉えて、構成員の士気を高めるコミュニケーションに努めています。また、人事評価において、監査品質向上への貢献度を最大限反映するものとしています。 <参照> 2. 経営管理の状況等 (3) 人的基盤 ③評価・④教育・研修
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	Yes	当法人では、小規模監査法人の強みを活かして、社員を中心とした監査現場での活発なチーム・ミーティングや、定期的な集合研修の機会を捉えて、会計監査を巡る課題等の共有・議論を積極的に行っています。 <参照> 2. 経営管理の状況等 (3) 人的基盤 ④教育・研修
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	Yes	当法人は、監査品質の維持・向上を最優先する考えから、業務遂行に必要な人的資源が十分に確保可能で、かつ利益相反や独立性の懸念がないことにつき理事会で承認された場合にのみ、非監査業務を受嘱することとしています。 また、兼業・副業については、監査能力の向上に資すると考えられるため、利益相反や独立性等に問題がないことを確認した上で、原則として認めています。 <参照> 2. 経営管理の状況等 (1) 品質管理基盤 ④職業倫理の遵守及び独立性の保持、(3) 人的基盤 ⑤兼業・副業

指針		Comply (Yes/No)	当監査法人の対応状況
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	N/A	当法人は、グローバルネットワークへの加盟や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営は行っていません。 <参照> 2. 経営管理の状況等 (6) 国際対応基盤

原則 2	【組織体制】 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。
-------------	--

指針		Comply (Yes/No)	当監査法人の対応状況
2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	Yes	小規模監査法人である当法人は、社員を中心とした実効的な経営機関を設けて組織運営を行っています。 <参照> 2. 経営管理の状況等 (2) 組織・ガバナンス基盤
2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正	Yes	小規模監査法人である当法人は、社員を中心とした業務運営を基本として、監査品質の維持・向上を最優先事項とした組織・ガバナンス体制を構築しており、その内容や役割について本報告書で明らかにしています。 <参照> 2. 経営管理の状況等 (2) 組織・ガバナンス基盤

指針	Comply (Yes/No)	当監査法人の対応状況
<p>な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査業務に関する事項は「審査委員会」、監査業務も含めた法人の業務運営に関する事項は「理事会」、法人全体に及ぶ最終的な意思決定事項は「社員会」が関与することとしています。 <参照> 2. 経営管理の状況等 (2) 組織・ガバナンス基盤 ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するために、まずは関与先ごとに選任した監査責任者が、経営者等との活発なコミュニケーションを行い、信頼関係を構築することを基本としています。また、法人内外からの情報を適切に収集するために、当法人ウェブサイトには専用窓口を設置しています。 <参照> 2. 経営管理の状況等 (1) 品質管理基盤 ⑧業務に関する情報の収集及び伝達 ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、当法人では、すべての専門要員を対象にした集合研修の実施や、監査品質向上への貢献度を最大限反映した人事評価を実施しています。また、職業的専門家としての能力向上に資すると考え、兼業・副業を原則認めています。 <参照> 2. 経営管理の状況等 (3) 人的基盤 ・ 監査業務の有効性及び効率性を高めるための IT 基盤の実装化

指針		Comply (Yes/No)	当監査法人の対応状況
			については、その検討を担う「IT・電子化担当」を置き、当法人の規模、被監査会社の状況などを踏まえて、検討・整備を進めています。 <参照> 2. 経営管理の状況等 (4) IT基盤
2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	Yes	当法人では、小規模監査法人の特性（限られた人的資源等）を踏まえて、法人の組織的な運営のためには、経営機能を担う人員の個々の経験・能力のみに依存するのではなく、それぞれの経営機能を明確にした上で、社員間での役割分担や担当のローテーションが重要と考え、実践しています。 <参照> 2. 経営管理の状況等 (2) 組織・ガバナンス基盤

原則3	【組織体制】 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。
------------	--

指針		Comply (Yes/No)	当監査法人の対応状況
3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを	Yes	当法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて経営の実効性の発揮を支援する機関として、「独立性を有する第三者」を設置しています。 <参照> 2. 経営管理の状況等 (2) 組織・ガバナンス基盤 ② 経営の監督・評価機関の設置

指針		Comply (Yes/No)	当監査法人の対応状況
	通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。		
3-2	<p>監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。</p>	Yes	<p>当法人では、前項に記載のとおり「独立性を有する第三者」を設置し、理事会等において助言等をいただいています。また、その期待する役割等を「監査の品質管理規程」等において明らかにしています。</p> <p><参照> 2. 経営管理の状況等 (2) 組織・ガバナンス基盤 ② 経営の監督・評価機関の設置</p>
3-3	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	Yes	<p>当法人では、前項に記載のとおり、「独立性を有する第三者」への委嘱業務として、内規において本指針内に例示されている事項を定め、運用しています。</p> <p><参照> 2. 経営管理の状況等 (2) 組織・ガバナンス基盤 ② 経営の監督・評価機関の設置</p>
3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有す	Yes	当法人では、「独立性を有する第三者」が理事会等に参加いただくにあたり、事前に議案や関連資料を提供しており、適時かつ適

指針	Comply (Yes/No)	当監査法人の対応状況
<p>る第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>		<p>切に必要な情報が提供されるようにしています。 <参照> 2. 経営管理の状況等 (2) 組織・ガバナンス基盤 ② 経営の監督・評価機関の設置</p>

<p>原則 4</p>	<p>【業務運営】 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>
--------------------	---

指針	Comply (Yes/No)	当監査法人の対応状況
<p>4-1 監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	<p>Yes</p>	<p>当法人は、非常勤職員を含めても 20 数名ほどの小規模監査法人であり、かつ、監査業務における社員の関与割合は相当程度高いといった特徴から、経営機関と監査現場との情報共有、経営機関の考え方の浸透、法人内での意見交換や議論については、常日頃、監査チーム・ミーティング、電子メールによる意見交換・情報発信及び社員会や集合研修の機会等により積極的に行っています。 <参照> 2. 経営管理の状況等 (3) 人的基盤</p>
<p>4-2 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p>	<p>Yes</p>	<p>教育・研修担当の「業務支援担当」において、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための研修を企画実施しています。また、人事評価制度において、品質管理を含む職業的専門家としての能力を重要項目として評価を行っています。 <参照> 1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要 (1) 最</p>

指針		Comply (Yes/No)	当監査法人の対応状況
			高責任者からのメッセージ、2. 経営管理の状況等 (3) 人的基盤
4-3	<p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること 	Yes	<p>指針が示す留意点については、次のように対応しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の各部署においてバランスの取れた法人の構成員の配置が行われるよう、毎年、法人業務及び監査業務ごとのアサイン計画を策定し、社員会等で検討しています。 <p><参照> 2. 経営管理の状況等 (3) 人的基盤 ①人的基盤に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会として、研修の企画実施のほか、一定の条件のもと兼業・副業による法人外での業務活動を認めています。 <p><参照> 2. 経営管理の状況等 (3) 人的基盤 ④教育・研修 ⑤兼業・副業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用するために、業務を担当する社員その他の者を選任する際、内規等に基づき、法人として要求する経験及び能力等を検討し、社員会又は理事会の承認を得ることとしています。また、それらの検討も踏まえて、業務のアサイン計画を策定・検討しています。 <p><参照> 2. 経営管理の状況等 (1) 品質管理基盤 ⑥業務を担当する社員その他の者の選任、(3) 人的基盤 ①人的基盤</p>

指針		Comply (Yes/No)	当監査法人の対応状況
			<p>に関する基本方針</p> <p>・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができるよう、研修の企画実施のほか、一定の条件のもと兼業・副業による法人外での業務活動を認めています。</p> <p><参照> 2. 経営管理の状況等 (3) 人的基盤 ④教育・研修 ⑤兼業・副業</p>
4-4	<p>監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。</p>	Yes	<p>当法人の特徴として、監査責任者である社員は多くの時間を監査現場に赴き業務にあたるため、監査業務における社員の関与割合は相当程度高く、被監査会社の経営陣幹部及び監査役等とのコミュニケーションは自ずと活発なものとなっており、監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすよう努めています。</p> <p><参照> 2. 経営管理の状況等 (1) 品質管理基盤 (3) 人的基盤</p>
4-5	<p>監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。</p>	Yes	<p>法人内外からの通報に関する方針や手続を整備するとともに、これを公表し、伝えられた情報を適切に活用する体制を整えています。</p> <p><参照> 2. 経営管理の状況等 (1) 品質管理基盤 ⑧業務に関する情報の収集及び伝達</p>

原則 5	<p>【透明性の確保】</p> <p>監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。</p>
-------------	---

	指針	Comply (Yes/No)	当監査法人の対応状況
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	Yes	本報告書が当該指針に該当しているものと考えています。 なお、本報告書は、当法人のウェブサイト（URL https://www.tokiwa-kansa.com ）において公表しています。
5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	Yes	各項目について本報告書にて説明しています。 以下、各項目に対する本報告書の掲載箇所を記載します。
	・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢		・ 1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要（1）最高責任者からのメッセージ
	・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針		・ 1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要（1）最高責任者からのメッセージ
	・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報		・ 1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要（1）最高責任者からのメッセージ、2. 経営管理の状況等（1）品質管理基盤 ⑧業務に関する情報の収集及び伝達
	・監査法人における品質管理システムの状況		・ 2. 経営管理の状況等（1）品質管理基盤
	・経営機関等の構成や役割		・ 2. 経営管理の状況等（2）組織・ガバナンス基盤

指針		Comply (Yes/No)	当監査法人の対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） ・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 2. 経営管理の状況等（2）組織・ガバナンス基盤 ②経営の監督・評価機関の設置
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 2. 経営管理の状況等（1）品質管理基盤 ④職業倫理の遵守及び独立性の保持
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 2. 経営管理の状況等（4）IT基盤
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 2. 経営管理の状況等（3）人的基盤
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 2. 経営管理の状況等（5）財務基盤
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 2. 経営管理の状況等（6）国際対応基盤
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 2. 経営管理の状況等（1）品質管理基盤、（2）組織・ガバナンス基盤
5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定へ 	N/A	<p>当法人は、グローバルネットワークへの加盟や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営は行っていません。</p> <p><参照> 2. 経営管理の状況等（6）国際対応基盤</p>

	指針	Comply (Yes/No)	当監査法人の対応状況
	<p>の監査法人の参画状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 		
5 - 4	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	Yes	<p>会計監査の品質の向上に向けた取組みについては、理事長や監査責任者等による被監査会社経営者等とのディスカッション及び本報告書の公表等を通じて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めています。また、その際には、独立性を有する第三者の知見を活用しています。</p>
5 - 5	<p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	Yes	<p>本報告書の作成過程を通じて取組みの実効性を自ら定期的に評価しています。資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用状況の評価の内容は、独立性を有する第三者も参加する社員会で共有・議論し、組織的な運営の改善に活用しています。</p>
5 - 6	<p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	Yes	<p>本報告書の作成過程を通じて取組みの実効性を自ら定期的に評価しています。資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用状況の評価の内容は、独立性を有する第三者も参加する社員会で共有・議論し、組織的な運営の改善に活用しています。</p>